

第二百八号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。
 別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
一 知事	東京都立産業技術高等専門学校における授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	東京都重度心身障害者手当条例（昭和四十八年東京都条例第六十八号）による重度心身障害者

第二百八号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

	<p>手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>四 知事</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年東京都規則第十二号）による精神通院医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>五 知事</p>	<p>生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護に準じた措置の実施に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>六 知事</p>	<p>妊娠高血圧症候群等により患した妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>七 知事</p>	<p>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>八 知事</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百十二号）による結核患者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>九 知事</p>	<p>東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例（昭和五十年東京都条例第八十八号）による被爆者の子に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>十 教育委員会</p>	<p>東京都立学校の授業料等徴収条例（昭和二十二年東京都条例第九十一号）による授業料及び通信教育受講料の減免に関する事務であつて東京都教育委員会規則で定めるもの</p>
<p>十一 教育委員会</p>	<p>東京都立高等学校等における給付型奨学金の支給に関する事務であつて東京都教育委員会規則</p>

<p>十二 教育委員会</p>	<p>で定めるもの</p> <p>東京都立特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて東京都教育委員会規則で定めるもの</p>
-----------------	--

別表第二 一の項及び二の項を削り、同表三の項特定個人情報欄を次のように改める。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
 その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であつて規則で定めるもの（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）及び生活保護法による保護に関する情報であつて規則で定めるもの（以下「生活保護関係情報」という。）

別表第二中三の項を一の項とし、四の項を二の項とし、五の項を三の項とし、六の項及び七の項を削り、八の項を四の項とし、九の項を五の項とする。

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項の次に次のように加え

る。

十 知事	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十七号）による大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
---------	---

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報
報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中三の項から十三の項までを八の項から十八の項までとし、二の項の次に次のように加える。

三 知事	東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）による東京都営住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	東京都引揚者住宅条例（昭和二十六年東京都条例第六十一号）による東京都引揚者住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
五 知事	東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）による東京都福祉住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
六 知事	東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和六十三年東京都条例第三百三号）による地域特別賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
七 知事	東京都特定公共賃貸住宅条例（平成五年東京都条例第六十五号）による特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二中五の項を十の項とし、四の項を九の項とし、三の項を八の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 知事	東京都営住宅条例による東京都営住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの（以下「障害者関係情報」という。）
四 知事	東京都引揚者住宅条例による東京都引揚者住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報
五 知事	東京都福祉住宅条例による東京都福祉住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報
六 知事	東京都地域特別賃貸住宅条例による地域特別賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報

七 知事	東京都特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報及び障害者関係情報
------	---	-------------------

附 則

この条例中第一条の規定は令和八年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から、第三条の規定は令和九年一月一日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項に基づき個人番号を利用することができる事務等を追加するほか、所要の改正を行う必要がある。